

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 国民健康保険法第二十七条第二項の規定により国民健康保険組合から事務所の所在地を変更する旨届出があった件 四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件四件 四
- 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 四
- 道路の区域を変更する件 四
- 道路の供用を開始する件 四
- 廃川敷地等が生じた件 四
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四
- 指定居宅サービス事業者を指定した件 四
- 指定居宅介護支援事業者を指定した件 四
- 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 四
- 指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件 四

旨届出があった件

- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の名所及び所在地を変更した旨届出があった件 四
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四
- 指定介護予防サービス事業者を指定した件 四
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 四
- シルバー人材センターを指定した件 四
- 建設業法の規定により建設業の許可を取り消した件 四
- 港湾法の規定により水域施設等を建設する旨通知があった件 四
- 市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した件 四
- 福島県教育委員会 四
- 学校教育法第五十五条第一項の規定により技能教育のための施設を 四

指定した件二件

四一

告 示

福島県告示第五十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定により、福島県医師国民健康保険組合から規約を変更し、事務所の所在地を変更する旨届出があった。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

組合の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
福島県医師国民健康保険組合	福島県福島市中町七番五号	福島県福島市新町四番二〇二号	平成二十年一月二十八日

(保健福祉総務領域国民健康保険グループ)

福島県告示第五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年一月二十五日から同年五月二十六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム喜多方店 喜多方市関柴町西勝字鴨屋敷八番地二号
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 嘉雄

(変更後) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 嘉雄

- (変更後) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕雅
- 三 変更した年月日
平成十四年四月十五日
- 四 届出年月日
平成二十年一月十日
- 五 届出をした者
株式会社カインズ

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年一月二十五日から同年五月二十六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム原町店 南相馬市原町区大字北原字前谷地二百五十六番地ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 原町市大字北原字前谷地二百五十六番地ほか
(変更後) 南相馬市原町区大字北原字前谷地二百五十六番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 嘉雄
(変更後) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕雅
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 嘉雄
(変更後) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕雅
- 三 変更した年月日
1 大規模小売店舗の所在地
平成十八年一月一日
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- 平成十四年四月十五日
- 四 届出年月日
平成二十年一月十日
- 五 届出をした者
株式会社カインズ

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年一月二十五日から同年五月二十六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム会津若松店 会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 嘉雄
(変更後) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕雅
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 嘉雄
(変更後) 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕雅
- 三 変更した年月日
平成十四年四月十五日
- 四 届出年月日
平成二十年一月十日
- 五 届出をした者
株式会社カインズ

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年一月

二十五日から同年五月二十六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム大槻店 郡山市中野一丁目三十四ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 嘉雄

(変更後) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 嘉雄

(変更後) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

三 変更した年月日

平成十四年四月十五日

四 届出年月日

平成二十年一月十日

五 届出をした者

株式会社カインズ

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五十七号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、岩瀬郡西袋村西川第三耕地整理組合の臨時代理者として平成二十年一月十六日次の者を指定した。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

臨時代理者の氏名及び住所

鈴木 勲 福島県須賀川市西川町八番地一

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成二十年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道山口 保原線	福島市山口字瀬戸ノ沢 六番一地从先から 同 市山口字瀬戸ノ沢 一六番一地从先まで	変更前	七・〇	一八二・〇
		変更後	七・〇	一九四・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成二十年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道中野梶町線	福島市飯坂町中野字東森五一番五地从先から 同 市飯坂町中野字柴田四三番四地从先まで	平成二〇年 一月二五日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
 その関係図面は、福島県土木部河川港湾領域河川企画グループ及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 河川の名称 一級河川久慈川水系中川
 - 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年一月二十五日
 - 三 廃川敷地等の位置 上流端東白川郡矢祭町大字小田川字弥三郎内三十一番地先から下流端同郡同町大字小田川字弥三郎内三十四番地先まで
 - 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 七八・三三平方メートル
- (河川港湾領域河川企画グループ)

福島県告示第六十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六十六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年一月十五日次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

ふたば農業協 双葉郡大熊町大字 平成二〇年一月一日から平 双葉郡富岡町夜の
同組合 下野上字大野三九 成二四年九月三〇日まで 森南一丁目二番地
八番地

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成二十年一月四日
- 二 名称 特定非営利活動法人田村希望の里福祉会
- 三 代表者の氏名 照山 成信
- 四 主たる事務所の所在地 福島県田村市船引町大倉字伊後田百九十三番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者の社会復帰に向けた活動及び生活に対する援助、支援を行い、障害者の福祉向上に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ライフサポートセンター 一家楽	郡山市昭和二丁目一七一二	株式会社ライフエージ エント	福島県郡山市 富久山町久保 田字大原一一六―六	平成二〇年 一月一日	通所介護
あおぞらケアステーション	同 市神明町 九―二―Vi a. さくら一〇五号	株式会社あおぞら	同 市 桑野二丁目二四―八	同	訪問介護 訪問入浴 介護
デイサービス 楽蔵	喜多方市豊川町米室字二条川原一八七八―六	株式会社 Sei喜羅里	同 県喜多方市豊川町米室字二条川原一八七二―一一	同	通所介護
デイサービス センター みらい東千石	会津若松市東千石三―四―六七	同	同	同	同
長谷川医院	南会津郡南会津町田島字中町甲三九三六	医療法人みぎわ会	同 県南会津郡南会津町田島字中町三九三六	同	訪問看護
居宅介護事業所でんで	相馬市北飯渕一丁目一七一	特定非営利活動法人ひ	同 県相馬市北飯渕一丁目	同	訪問介護

ん虫	株式会社K Sケアサ ビス	いわき市平字 小太郎町三 八瀬尾ビル二 階	株式会社K Sケアサ ビス	同 県いわき 市平字小太郎 町三一八瀬尾 ビル二階	同	同
	デイサービ スセンター まごころ	同 市小名 浜金成字町田 四四一三	東日本物産 有限会社	同 市小名浜金成 字町田四四一 三	同	通所介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
ハッピー愛ラン ド北信ケアプラ ンセンター	福島市南矢野目 字才ノ後六一二	社会福祉法人 北信福祉会	福島県福島市南 矢野目字才ノ後 六一二	平成二〇年 一月一日
ガーデニアケア プランサービス	いわき市錦町落 合一一	社団医療法人 呉羽会	同 県いわき市 錦町落合一一	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所	事業所の名称	事業者の主な	廃止年月日	サービス

名称	所在地	称(個人にあっては、氏名)	事務所の所在地(個人にあっては、住所)	種類	
日新ヘルパ ーステーシ ョン	会津若松市日 新町一〇一	株式会社西 陽	福島県会津若 松市日新町一 〇一〇	平成一九年 一月三〇 日	訪問介護
県中デイセ ンター	郡山市昭和二 丁目一七一二	福島県中央 福祉企業組 合	同 県郡山市 昭和二丁目一 七一二	同 年 二月三二 日	通所介護
あおぞらケ アステーシ ョン	同 市桑野二 丁目二九一七	株式会社健 進会	同 市 堂前町二六一 一四	同	訪問介護 訪問入浴 介護
有限会社ス ズデンシル バーケア	いわき市好間 町下好間字渋 井六四一	有限会社ス ズデンシル バーケア	同 県いわき 市好間町下好 間字渋井六四 一	同 年 同月一日	訪問入浴 介護
大玉村デイ サービスセ ンター	安達郡大玉村 玉井字台三六 一	大玉村社会 福祉協議会	同 県安達郡 大玉村玉井字 台三六一	同	通所介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
株式会社コムス	福島市笹谷字出	株式会社コム	東京都港区六本	平成一九年

ン福島笹谷ケアセンター	水上二四一八	スン	木六一〇一一	一〇月三一日
織内医院居宅介護支援センター	いわき市常磐関船町迎一一	医療法人心生会	福島県いわき市常磐関船町迎一六	同 年 一二月一八日
株式会社コムスンほばらケアセンター	伊達市保原町字赤橋三六一一	株式会社コムスン	東京都港区六本木六一〇一一	同 年 一〇月三一日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
訪問介護のグリーンライフ	いわき市平南白土字筒ノ下六一一	いわき市若葉台一丁目一一二	有限会社グリーンライフプラザ	福島県いわき市若葉台一丁目一一二	訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の	変更後の	変更前の	変更後の	事業者の	事業者の	サービス
------	------	------	------	------	------	------

事業所の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の所在地	名称(個人にあつては、氏名)	主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	の種類
有限会社パルトナーライン	株式会社パルトナーライン	郡山市富田町字五輪下二一―一二	郡山市亀田西六七	株式会社パルトナーライン	福島県郡山市亀田西六七	福祉用具貸与 特定福祉用具販売

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
すみのや居宅介護支援事業所	いわき市小名浜住吉字冠木一	いわき市小名浜林城字辻前二	医療法人けやき会	福島県いわき市小名浜住吉字冠木一
医療法人恒英会永井整形外科	同 市小名浜西君ヶ塚町一九一	同 市小名浜西君ヶ塚町一九九	医療法人恒英会	同 市小名浜西君ヶ塚町一九九

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の	変更後の	事業者の	事業者の	サービス
------	------	------	------	------

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ライフサポートセンター 一家楽	郡山市昭和二丁目一七二	株式会社ライフエージ エント	福島県郡山市 富久山町久保 田字大原一六 六一六	平成二〇年 一月一日	介護予防 通所介護
あおぞらケ アステーション	同 市神明町 九一二Vi a. さくら一〇五号	株式会社あおぞら	同 市 桑野二丁目二 四一八	同	介護予防 訪問介護 訪問入浴 介護
デザイナービ ス 栄蔵	喜多方市豊川 町米室字二条 川原一八七八 一六	株式会社S e i 喜羅里	同 県喜多方 市豊川町米室 字二条川原一 八七二一一	同	介護予防 通所介護
デザイナービ ス センター みらい東千 石	会津若松市東 千石三一四一 六七	同	同	同	同
長谷川医院	南会津郡南会 津町田島字中 町甲三九三六	医療法人み ぎわ会	同 県南会津 郡南会津町田 島字中町三九 三六	同	介護予防 訪問看護
居宅介護事 業所であら ぬ	相馬市北飯瀨 一丁目一七一	特定非営利 活動法人ひ まわりの家	同 県相馬市 北飯瀨一丁目 一七一	同	介護予防 訪問介護
株式会社K S ケアサー ビス	いわき市平字 小太郎町三一 八瀬尾ビル二	株式会社K S ケアサー ビス	同 県いわき 市平字小太郎 町三一八瀬尾	同	同

階	ビル二階				
デザイナービ ス センター まごころ	同 市小名 浜金成字町田 四四一三	東日本物産 有限会社	同 市小名浜金成 字町田四四一 三	同	介護予防 通所介護

公告第四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
訪問介護の グリーンラ イフ	いわき市平南 白土字筒ノ下 六一一	いわき市若葉 台二丁目一 一二	有限会社グ リーンライ フプラザ	福島県いわ き市若葉台 一丁目一 一二	介護予防 訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、氏名)	サービスの種類
同	同	同	同	同	同	同

有限会社 パートナ ーライン	株式会社 パートナ ーライン	郡山市富田 町字五輪下 二二―二	郡山市亀田 西六七	株式会社 パートナ ーライン	福島県郡 山市亀田 西六七	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売	名 人にあつ ては、住 所)
----------------------	----------------------	------------------------	--------------	----------------------	---------------------	--	-------------------------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項の規定により、同法第四十二条に規定する業務を行う者として平成二十年一月十六日次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

- 一 指定を受けた者の名称及び住所 富岡町字夜の森南二丁目一番地 富岡町字夜の森南二丁目一番地
- 二 事務所の所在地 双葉郡富岡町字夜の森南二丁目一番地
- 三 指定に係る地域 富岡町、楢葉町、川内村及び広野町の区域

(労働領域雇用対策グループ)

公告第五十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので次のとおり公告する。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 処分をした年月日 平成二十年一月十六日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 有限会社古川建業
 - 2 主たる営業所の所在地 郡山市逢瀬町河内字久保四十番地
 - 3 代表者の氏名 古川 成善
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般―一九)第一四八二三号
- 三 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実

有限会社古川建業の代表取締役は、刑法第二百四十四条の規定により罰金二十万円の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、建設業法第二十九条第一項第二号に該当する。(土木総務領域総務予算グループ)

公告第五十二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の第三項の規定により水域施設等を建設する旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 水域施設等の所在する水域 耶麻郡北塩原村大字松原字芋畑沢一〇三四―三三番地先
- 二 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 北塩原村
 - 2 住所 耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作三一五一
 - 3 代表者の氏名 北塩原村長 高橋 伝
- 三 水域施設等の種類並びに規模及び構造
 - 1 種類 浮栈橋
 - 規模及び構造 浮栈橋 幅二・〇〇m×長さ六・七五m コンクリート舗装 製モノコック構造
 - 可変階段 幅一・二〇m×長さ一一・〇〇m×高さ〇・五〇m
 - アルミ合金製
 - 2 規模及び構造 浮栈橋 幅三・〇〇m×長さ二三・〇〇m×高さ〇・七五m 鋼
- 四 係留施設の係留能力 護岸工 面積三六一・九八㎡ ジオセル工法
- 五 水域施設等の建設の工事の開始及び完了の予定期日
 - 1 開始の予定期日 平成二十年一月十六日
 - 2 完了の予定期日 平成二十年四月三十日
- 六 水域施設等の使用及び管理の計画 金山地区の船舶及び一般船舶又は緊急避難用船舶の乗降用栈橋として使用し、金山行政区に管理を依頼する。(河川港湾領域港湾漁港グループ)

公告第五十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条の規定により、いわき駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 事業施行期間
平成十五年十二月から平成二十年十月まで
- 二 施行地区
いわき駅前地区
- 三 事務所の所在地及び設立認可の年月日
いわき市平字四町目十一番地
平成十五年十一月二十五日
- 四 事業計画の変更の認可の年月日
平成二十年一月十七日

(都市領域まちづくり推進グループ)

福島県教育委員会

公告第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。
平成二十年一月二十五日

福島県教育委員会

- 一 指定を受けた技能教育のための施設の名称及び所在地
キャンパス高等部
福島県いわき市泉玉露二丁目五―七
- 二 連携科目等
連携措置の対象となる科目

連携措置の対象となる科目	当該科目の学習をその履修とみなすことができる 高等学校の教科（科目）
情報処理	商業（情報処理）
簿記	同（簿記）
ビジネス情報	同（ビジネス情報）
課題研究	同（課題研究）

- 三 指定年月日
平成二十年一月十七日

（教育振興領域県立学校グループ）

公告第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。
平成二十年一月二十五日

福島県教育委員会

- 一 指定を受けた技能教育のための施設の名称及び所在地
KTC中央高等学院郡山キャンパス
福島県郡山市清水台二丁目十二―十三
- 二 連携科目等
連携措置の対象となる科目

連携措置の対象となる科目	当該科目の学習をその履修とみなすことができる 高等学校の教科（科目）
ビジネス基礎	商業（ビジネス基礎）
商品と流通	同（商品と流通）
商業技術	同（商業技術）

- 三 指定年月日
平成二十年一月十七日

（教育振興領域県立学校グループ）

（教育振興領域県立学校グループ）